

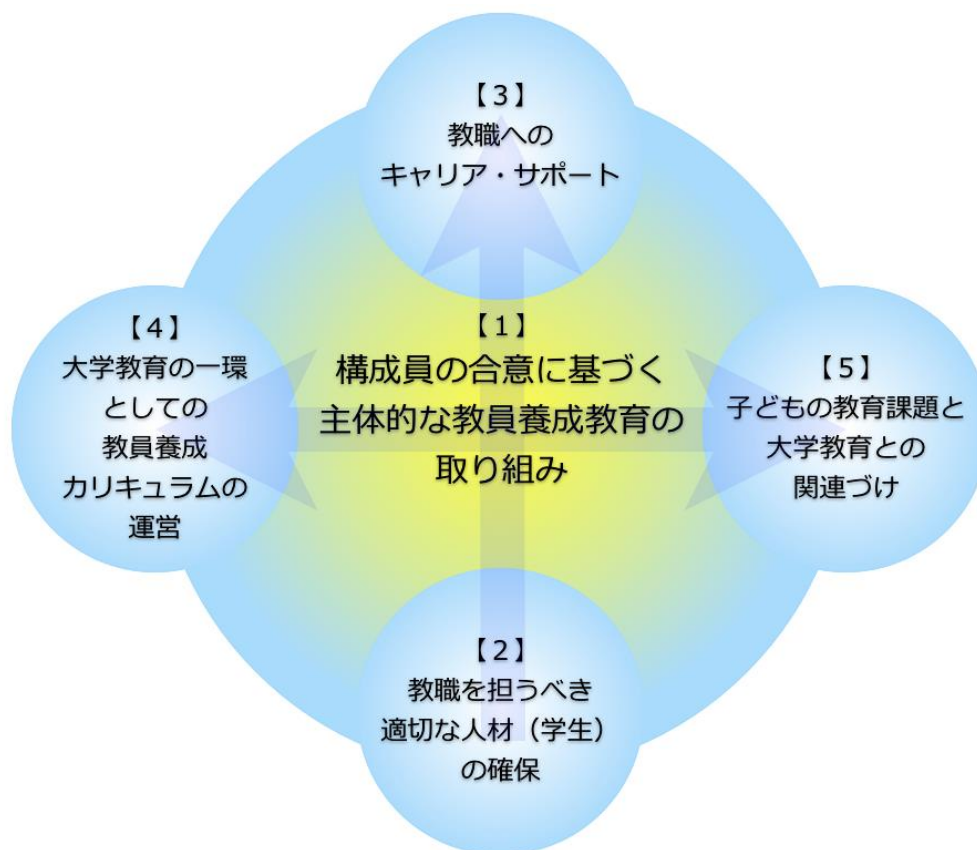
教員養成教育のアクレディテーション基準（試案）

[基本的な考え方]

- (1) 教員養成機関は自らの教員養成教育の現状を分析するとともに、その継続的な質の改善・充実に資するための仕組みを整備する必要がある。そのような内部質保証システムが十全に機能しているかどうかを外部から評価し、内部質保証システムの妥当性を担保することにより教員養成教育の質の維持向上を図る。
- (2) 下記の5つの基準領域に即して13の基準を設定した。
 - 【基準領域1：構成員の合意に基づく主体的な教員養成教育の取り組み】
 - 基準1-1 教員養成教育に対する理念の共有
 - 基準1-2 教職課程のカリキュラム編成の工夫
 - 基準1-3 教職員の組織体制に関する工夫
 - 基準1-4 教職課程に対する自律的・恒常的な改善システムの構築と運用
 - 【基準領域2：教職を担うべき適切な人材（学生）の確保】
 - 基準2-1 教職課程への学生の導入に関する工夫
 - 基準2-2 教職課程履修生／教職志望学生への適切な支援と指導
 - 【基準領域3：教職へのキャリア・サポート】
 - 基準3-1 教職への意欲や適性の把握
 - 基準3-2 履修指導を支える組織体制やシステムの充実
 - 【基準領域4：大学教育の一環としての教員養成カリキュラムの運営】
 - 基準4-1 高等教育機関としての自律性とスタッフ・教育課程の充実
 - 基準4-2 創造的な課題発見・課題解決を促す修学環境や授業方法の充実
 - 【基準領域5：子どもの教育課題と大学教育との関連づけ】
 - 基準5-1 学校現場への理解と教育実習の充実
 - 基準5-2 体験の省察・構造化の充実に関する工夫
 - 基準5-3 教育関連諸機関との連携・協力体制の構築と充実
- (3) 13の基準は相互に密接に関連している。従って個々の教員養成機関は、自らの取り組みと各基準とを一対一的に対応させて判断するだけでなく、複数の基準と照らし合わせながら、自らの教員養成教育の現状を総合的に評価することが求められる。
- (4) 個々の教員養成機関を取り巻く環境・条件（歴史的経緯、地域特性／課題等）に配慮するとともに、教員養成教育全体の質的改善・向上に資するような創意工夫や取り組み等、その多様性を可視化する。
- (5) 既存の各種評価システム（大学機関別認証評価、教職課程認定大学実地視察等）では十分に捉えられないが、評価の対象とすることで、教員養成教育全体の質的改善・向上に資するような事項を可視化する。

(6) 教員養成教育における学生の学びを支えるような教育的諸経験や諸活動の全体を捉えるため、課外活動やキャリア・サポートなどといった、必ずしも単位化を伴わない活動や支援のあり方にも留意する。

[基準領域のイメージと解説]



【1】 構成員の合意に基づく主体的な教員養成教育の取り組み

図の核である【1】は、各教員養成機関の構成員がカリキュラムの全体像をどれだけ主体的に捉えているかを確認しようとするものである。いわゆる「教員養成系大学・学部」では、教員免許状取得のための所定科目をすべて卒業要件に組み込むことが求められ、それが学士課程カリキュラムの過半を占める。従って「まず教育職員免許法が規定する科目を置く」ことからカリキュラムづくりが始まり、カリキュラム全体を主体的に構築することは後回しにされがちになる。いっぽう「一般大学・学部」では、「教職課程（主に「教職に関する科目」の授業を提供するセクション）」は部分的・付加的なものとして捉えられがちのため、学士課程全体の中に主体的に位置付けることが後回しにされがちになる。

このような状況を踏まえ、このア kredィテーション基準は、まず中心領域【1】として教員養成カリキュラム全体を構成員の合意に基づいて主体的に構築するための要件を設定した。

【2】教職を担うべき適切な人材（学生）の確保から【3】教職へのキャリア・サポートへ

【2】から【3】への縦軸は、学生と教職に向けた指導・支援のあり方を検証する領域（例えば、入試-教務-就職）を構成する。

【4】大学教育の一環としての教員養成カリキュラムの運営と【5】子どもの教育課題と大学教育との関連づけ

【4】と【5】の横軸は、高等教育機関としての自律性（「大学性」）を保ちながら、同時に教員養成を行う機関としての主体性（「教員養成性」）を検証する領域を構成する。

[基準領域・基準・観点・取り組み例の解説]

基準領域：教員養成機関が教育の柱とすべき内容であり、この5つの領域について内部質保証の仕組みを機能させることが求められる。基準領域内の基準ごとの評価に基づいて内部質保証の妥当性を判断し、領域ごとに総合的な評価を行う。

基準：その内容を満たすことが求められる。ただし、教員養成機関の特色やその機関を取り巻く環境・条件に即して基準領域ごとに評価し、その教員養成教育が全体として一定の水準に達していると認められる場合には、必ずしもすべての基準を満たしている必要はない。

観点：各基準の内容が一定の水準に達しているかどうかをより具体的に判断する際に参照する。ただし、すべての項目がそれぞれ一定の水準に達していなければならないというものではない。

取り組み例：各教員養成機関が、上述の基準を具体的にイメージする参考例である。その多くを実施していることが優れた教員養成機関を意味するわけではない。むしろ、各教員養成機関がここに示した「取り組み例」を参考にして、自らの実状に応じて自律的・主体的に翻案・取捨選択し、独自の取り組みを提示することが望まれる。

[対象とする教員養成機関]

このア krediyetasyon基準に基づいて評価を行う対象としての「教員養成機関」とは、日本国内で教育職員免許状に基づく認定課程を有する大学における「学部」相当の組織を指す。これは、現状において学士課程教育が教員養成教育の事実上の標準（デファクト・スタンダード）となっていること、および教員養成に関わる様々な意思決定（人事、入学・進級・卒業の判定、履修指導、カリキュラムの策定と運営等）が「学部」相当の組織によって担われていることに基づく。

それゆえ、ここで対象とする教員養成機関は、当然のことながら大学設置基準や課程認定基準を満たし維持していることが前提となる。

【基準領域1：構成員の合意に基づく主体的な教員養成教育の取り組み】

この基準領域で問うのは、認定課程を有する教員養成機関が「教職を担うべき人材を一定数輩出する」というミッションについての全体的な理解を具体的に共有し、合意に基づくカリキュラム運営を行うとともに、恒常的な見直し・改善の体制を持っているか否か、ということに関する事項です。卒業生にとって「教職」を唯一の進路として位置づけるだけではなく、逆に付加的に位置づけるのでもなく、将来の主要な進路のひとつとしてイメージさせ、そのための取り組みを継続的に行っていくことは、教員養成教育を提供する機関として基本的な事柄です。当然ここでは、教員免許状の取得を単に学生の将来的な生を豊かにする手立てとして捉えるだけでなく、当該機関で学んだ人材を今後の教育界に送り出すという社会貢献の面から捉える姿勢が求められます。

基準1-1 「教員養成教育に対する理念の共有」

各教員養成機関は、「教員となり得る人材を養成する」ことを、機関の教育目標のひとつに適切に位置づけるとともに、その理念を構成員が共通理解するための手立てを講じていること

- 観点1-1-1：当該機関で養成しようとする教員像について構成員が共通理解している
- 観点1-1-2：当該機関の設置理念に適う教員養成教育について構成員の合意を形成している
- 観点1-1-3：「公教育の教員を養成する」という認識を構成員が共有している
- 観点1-1-4：当該機関における主要な進路のひとつとして「教職」を位置づけている

【観点1-1-1～1-1-4の取り組み例】

- 大学・学部・学科等における教職課程設置の理念と目的や「養成すべき教員像」を学則等に明示し、教職員および学生が共有している
- 大学・学部・学科等における教職課程設置の理念と目的が、教員養成に対する社会的ニーズを適確に踏まえている
- 大学・学部・学科等の教育理念・目的に適う教職課程設置の理念と目的を設定している
- 大学・学部・学科等における教職課程設置の理念と目的を広く社会に公表している
- 「教師教育者」の備えるべき資質力量について構成員間で共有している
- 養成しようとする教員像を教職員で共有するためのFD研修会等を開催している
- 当該教員養成教育を修了した者が備えるべき力量を規定し、学生にそれらを身につけさせることを主軸にしたカリキュラム編成を行い、学生にも周知している

基準1-2 [教職課程のカリキュラム編成の工夫]

各教員養成機関は、一貫性のあるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーのもとに、主体的に教員養成カリキュラムを編成していること

観点1-2-1 : 当該機関として適切なディプロマ・ポリシーを設定している

観点1-2-2 : 当該機関のアドミッション・ポリシー (AP)、カリキュラム・ポリシー (CP)、ディプロマ・ポリシー (DP) に一貫性がある

観点1-2-3 : 大学の教育活動と社会 (外部) との積極的な関わりを構築している

【観点1-2-1～1-2-3の取り組み例】

- 大学・学部・学科等の教育理念・目的に合う教員養成の AP・CP・DP を設定している
- 養成しようとする教員像に対して一貫性と整合性のある AP・CP・DP を設定している
- 教員養成に対する社会的ニーズや、教育をめぐる学術研究の成果等を適確に反映した AP・CP・DP を設定している
- 教育研究上の目的と整合し、教員養成教育にふさわしい CP を設定している
- 各科目の教職課程上の位置づけを明示したシラバスを整えている
- 教職教養、教科教育および教科内容学、教育実習系カリキュラムを有機的に関連させたカリキュラム編成を行っている
- 学生が無理なく教職課程を履修し、その学びの質を高めることが出来るカリキュラム管理 (時間割配置の配慮を含む) を全学的な合意のもとに行っている
- 教育実習における指導事項や評価基準を大学教員が共有している
- キャップ制の導入等により、行き過ぎた資格取得や複数の教員免許状取得希望に対して、適切な履修指導や履修制限を加えている
- 大学の授業の成績や学外体験活動での取り組み等について公正かつ厳格な評価を行い、優秀な学生を顕彰する制度を整えている

基準 1-3 [教職員の組織体制に関する工夫]

各教員養成機関は、教員養成教育を提供するにふさわしい教職員の組織体制を整え、学生の指導にあたること

観点 1-3-1：研究者教員と学校現場での優れた実践経験を有する教員との共同指導体制を構築している

観点 1-3-2：事務系組織も含め、教職員全体で学生の学びを支援している

【観点 1-3-1～1-3-2 の取り組み例】

- 学校現場での優れた実践経験を有する教員を一定数採用している
- 特定の授業科目や領域について、実務家教員に過度な負担を課すことなく、相互の資質向上に資する実務家教員と研究者教員との協働体制を構築している
- 教職課程に係る事務的・教務的な管理・運営に精通した事務職員を適切に配置している
- 個々の大学教員の研究成果、学識、専門的諸活動を教職課程における教育内容に有機的に関連させている

基準 1-4 [教職課程に対する自律的・恒常的な改善システムの構築と運用]

各教員養成機関は、教員養成教育のあり方を恒常的に見直し、改善につなげるシステムを自律的に構築し、運用していること

観点 1-4-1 : 学生の教職志向を把握し、学部教育の改善に活かしている

観点 1-4-2 : 当該機関の教員養成教育のあり方を恒常的に見直す体制を構築している

観点 1-4-3 : 当該機関における教職履修者数が適正な範囲である

観点 1-4-4 : 大学の授業の質的向上のために組織的な取り組みを展開している

【観点 1-4-1～1-4-4 の取り組み例】

- 入学者数に対する教職課程履修者数を定期的に把握している
- 卒業者数に対する教員免許状取得者数を把握している
- 教職課程の状況について自己点検・評価を行う体制を構築し、運用している
- 組織的改善の根拠となる教職課程の現状と課題を示すデータを多角的に収集・蓄積・分析している
- 教職課程の AP・CP・DP の一貫性と整合性を恒常的・組織的に見直す体制を構築し、改善に努めている
- CP・DP に迫るための具体的な指導内容・方法について教員間での共有を図っている
- 外部評価機関による教職課程カリキュラムの評価を行っている
- 外部評価機関による大学の授業や教育実習等の視察を行っている
- 外部評価機関による学生の面接を行っている
- 大学教員それぞれが自らの教育・研究能力の維持向上に取り組み、その情報が具体的に開示されている
- ポートフォリオ等の分析に基づき、教育内容・方法の検証を行い、その内容を教職員が共有している

【基準領域2：教職を担うべき適切な人材（学生）の確保】

この基準領域で問うのは、認定課程を有する教員養成機関が、将来的に教職を担うべき適切な人材（学生）を集めているか否かという「入り口」に関する事項です。いわゆる教員養成系大学・学部の教員養成課程では、卒業要件を満たすことが教員免許状の取得に繋がっていることから、入試時点でのウエイトが高くなりますし、それ以外の一般大学・学部では、学生の教職課程の履修に際して、適切なサポートを行うことが重要になってきます。これらのことは、学士課程で学ぼうちに教職への意欲や適性の乏しさが明らかになった学生への適切な対応（リメディアル、進路変更等）も伴うこととなります。

基準2-1 [教職課程への学生の導入に関する工夫]

各教員養成機関は、教職課程（教員養成系大学・学部にあつては教員養成課程）において教員養成教育を提供するに際して、将来的に教職を担うにふさわしい人材を対象とするべく必要な手立てを講じること

- 観点2-1-1：教職を担うにふさわしい人材（学生）を集めるアドミッション・ポリシーを設定している
- 観点2-1-2：教職を担うにふさわしい学生の選抜・選考を実施している
- 観点2-1-3：教職を担うにふさわしい人材（学生）のリクルートについて恒常的な改善に取り組んでいる

【観点2-1-1～2-1-3の取り組み例】

- 教員養成のAPを明確に設定し、公表している
- 入学志願者の評価と受け入れの決定を責任ある体制のもとで行っている
- 入学者選抜試験で教職を担うのにふさわしい人材を確保する工夫をしている
- 大学・学部・学科等の教育理念・目的に合う教員養成のAPに照らして、適切な学生の受け入れを実施している
- 入学後の教育に必要な基礎学力を適確に評価する選抜試験を行っている
- GPA等の指標に基づいて教職課程に対する履修制限を行っている

基準 2-2 [教職課程履修生／教職志望学生への適切な支援と指導]

各教員養成機関は、教員養成教育を受けている学生に対して、その折々で適切な支援と指導を行うこと

観点 2-2-1 : 教職志望の学生たちの学習ニーズを把握している

観点 2-2-2 : 教職志望の学生たちに対する適切な履修指導を行っている

観点 2-2-3 : 教職への適性が乏しいと判断された学生に対して適切な指導を行っている

【観点 2-2-1～2-2-3 の取り組み例】

- 学生に対して個別に面接を実施し、教職への意欲や適性を確認・把握している
- 教職科目の履修継続にあたって大学教員による面談を実施している
- 教職科目の履修継続のための試験等を実施している
- 教職志望の学生が一定数在籍するとの前提で、基礎学力の不足を補うべく、リメディアル教育を実施している
- 卒業後すぐに教員をめざさない学生を対象として適切な教職指導を行っている
- 教職課程の科目に履修条件を設けることによって、取得しようとする免許教科の指導に必要な基礎学力の確認を行っている
- 社会的なアカウンタビリティをもつ教育実習履修要件を設定し、教職員間で共有するとともに学生に周知している
- 社会的なアカウンタビリティをもつ教育実習履修要件に基づいて、教育実習を履修するのにふさわしい学生の力量を事前に確認する体制を整えている
- 教育実習履修要件を必ずしも十全に満たしていない学生に対して、教育的配慮に基づく履修指導を行っている

【基準領域3：教職へのキャリア・サポート】

この基準領域で問うのは、【基準領域2】を踏まえ、教員養成教育を受けて、教員免許状を取得し、教職に就き、「学び続ける教員」としてキャリアを送っていくという一連のキャリア・サポートの実施とその体制に関わる事項です。高等教育機関としての見識を持って、それぞれの学生の適性や意欲に基づくキャリア支援の中に「教職」を位置づけ、同時代や将来にわたる労働力市場の見通しをもって指導していく取り組みが求められます。

基準3-1 [教職への意欲や適性の把握]

各教員養成機関は、教員養成教育を受けている学生の意欲や適性の把握に努めるとともに、教職に向けての適切なキャリア支援を行うこと

観点3-1-1：在学中の折々に学生の教職に対する意欲を把握している

観点3-1-2：在学中の折々に学生の教職に対する適性を把握している

観点3-1-3：個々の学生の適性把握に基づいた適切なキャリア支援を行っている

【観点3-1-1～3-1-3の取り組み例】

- 定期的に学生の教職への意欲や適性等を把握・診断・評価するための学内体制を整えている
- 定期的に学生の教職への意欲や適性等を把握・診断・評価するためのツールを開発し活用している
- 定期的に学生の教職への意欲や適性等を把握・診断・評価し、その結果を踏まえた適切な履修指導をしている
- 入学後1～2年以上を経て教職をめざし始めた学生に対して適切な履修指導・支援を行う体制と仕組みを整えている

基準3-2 [履修指導を支える組織体制やシステムの充実]

各教員養成機関は、教員養成教育を受ける学生が主体的にキャリア形成を行うべく、必要な組織体制やシステムを整えること

観点 3-2-1 : 教職入職に関する各種の情報を適切に提供している

観点 3-2-2 : 教員養成教育の成果の検証を踏まえた改善システムを構築している

観点 3-2-3 : 教員免許状の取得や教員採用試験合格のみをゴールとしない、多様なキャリア支援に取り組んでいる

観点 3-2-4 : 在学中のメンタル・サポートの体制を整えている

【観点 3-2-1～3-2-4 の取り組み例】

- 教職課程の履修履歴や自己評価の経年変化を確認できるシステム（コンピュータを活用したシステムを含む）を整えている
- 教育学術研究の動向や学校教育現場に対する社会的ニーズの変化を踏まえ、生涯にわたって学び続ける必要を個々の学生が認識するための指導を行っている
- 教職課程に関する履修相談や教職への進路相談に応じる施設・設備および組織体制を整備し、学生に周知している
- 在学中の学生のヘルスケアやメンタルサポート等のための施設・設備および組織体制を整備し、学生に周知している
- 健康管理のための定期的な健康診断を実施し、受診に向けた指導や周知を行っている
- 教職に対する学生の履修相談や進路相談に応えられる補助教材を作成している
- 教職課程の履修方法・計画を解説し、見通しを与える補助教材を作成している
- 教員採用試験対策について、高等教育機関としての見識をもった対応を行っている
- 学生に対して同時代的な労働力市場全体への目配りをさせる機会を提供し、その中で主体的に教職を選び取るような指導を行っている
- 学生が教職に就いた後の適応状況について定期的に追跡調査を実施し把握している

【基準領域4：大学教育の一環としての教員養成カリキュラムの運営】

この基準領域で問うのは、自律的な教員（ノン・マニュアル）を養成するにふさわしい大学としての自律的なあり方を基本にして、教員養成教育を受ける学生にとっての修学環境を整備することに関わる事項です。将来にわたって変化し続ける教育課題に対して自律的に対応できる教員を育てるには、その学びの場としての大学が、学識を尊重し、十分な研究的環境を持って教員養成のカリキュラム運営を行うことが前提となります。

基準4-1 [高等教育機関としての自律性とスタッフ・教育課程の充実]

各教員養成機関は、高等教育機関としてふさわしい自律性を持ってカリキュラムを構成し、その中に教員養成教育を適切に位置づけること

観点4-1-1：高等教育機関としてふさわしい自律的な運営体制を構築している

観点4-1-2：幅広い教養教育をベースとした専門性の高いカリキュラムを提供している

観点4-1-3：教員の研究成果と教育内容とを有機的に関連させている

観点4-1-4：当該機関の設置理念・目的を構成員が共有している

【観点4-1-1～4-1-4の取り組み例】

- 「大学の自治」と「学問の自由」を尊重し、これを踏まえた教員養成教育の目標を共有するための定期的なFD研修会を行っている
- 物事を多角的・複眼的に見る力や豊かな人間性・知性を養う教養教育を行っている
- 教育職員免許法や課程認定基準等の制約を理解し共有した上で、大学教育にふさわしい自立的なカリキュラムづくりを行っている
- 教職を担う学生が高等教育で学ぶ上での幅広い教養教育の重要性を共有し、それをカリキュラムに反映している
- 学術研究に裏打ちされた教育を行うことが教員養成において重要であるという合意に基づき、教師教育者たちの研究面でのサポートを行っている
- 個々の大学教員が、提供している教員養成カリキュラムと自らの専門との関連性を理解している
- 学士課程に学ぶ学生それぞれの学びの全体像を見通した上で、教員養成教育を無理なく融合させたカリキュラムを策定し、運用している。
- 大学設置基準や課程認定基準に定められている数以上の専任教員を配置している

- 教育研究活動の水準を向上させるために、大学設置基準や課程認定基準に定める数以上の専任教員数を確保するよう努めている
- 専任教員について、教授、准教授、講師、助教の数や年齢構成に適切に配慮している
- 高等教育機関にふさわしい自律的な組織的改善に努めている
- 教員の採用および昇任に関する規程を整備し（自律的に）運用している
- 教員の採用および昇任について、研究業績のみに偏ることなく、学生教育上の指導能力を十分に考慮した選考を行っている

基準4-2 [創造的な課題発見・課題解決を促す修学環境や授業方法の充実]

各教員養成機関は、教員養成教育のカリキュラムにおいて、学生自らが創造的に課題を発見し、解決する主体的な学びを構築するような方策を講じること

観点4-2-1：学生自身による課題発見・課題解決型の学習を促す工夫に取り組んでいる

観点4-2-2：学生間の協同による課題発見力・課題解決力や合意形成力を育成する場を設定している

観点4-2-3：学生の研究志向を育むカリキュラムを提供している

【観点4-2-1～4-2-3の取り組み例】

- 学部の専門教育科目と教職科目とを学生が自ら有機的に結びつけて捉える機会を提供している
- 一斉指導、小集団学習、参加型学習等、学習指導形態の変化に柔軟に対応しうる教室を整えている
- 課題発見力・課題解決力の育成に向けた教育を体系的に実施し、その内容をシラバスに明記している
- ポートフォリオ等の活用などにより、節目において学生が自らの学びを省察できる機会を設け、教員による指導にも活かしている。
- 各科目の受講に必要な事前の自己学習の機会を保障し、自発的な課題発見のための力を育成する工夫をしている
- 教員養成教育において、学生が自主的に見聞を広め、学びを構築する機会を一定程度確保している
- 小集団学習、参加型学習など、協同的な学習形態を用いた課題発見力・課題解決力の育成のための学習形態を適切に採用している
- 学生の研究志向を育む授業科目や「学びの場」を構築している
- 学生の自主的な学習を支えるための施設・設備（図書室、資料閲覧室、自習室、ミーティング・ルーム、オープン・スペース、コンピュータ・ルーム等）を整えている

【基準領域5：子どもの教育課題と大学教育との関連づけ】

この基準領域で問うのは、【基準領域4】を踏まえて、認定課程を有する教員養成機関が、将来の教育現場に関わる人材を養成することの具体的な取り組みに関わることです。当然、そこでは、同時代的な子ども（幼児・児童・生徒）の成長に関わる教育上の諸課題をリアルに捉える機会を学生に提供するとともに、それを構造化し、将来にわたるコンピテンシーにつなげていく取り組みを大学教育に関連づけていく体制づくりが求められてきます。

基準5-1 [学校現場への理解と教育実習の充実]

各教員養成機関は、学校現場についての理解を醸成するとともに、その理解に基づく適切な実習プログラムを設定し、運用すること

観点5-1-1：公教育システムと学校についての広い視野を醸成する機会を提供する

観点5-1-2：教育の実際場面に学生が触れる機会を設定する

観点5-1-3：取得する教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成する

【観点5-1-1～5-1-3の取り組み例】

- 教職を担うにふさわしい倫理観・職業観・使命感や行動を育む教育を、効果的な学習方法に基づいて行っている
- 教職の魅力を伝え、その意義を学校・地域社会など多様な視点から伝える授業を、教職課程の早期に設定している
- 教職課程の初期段階に、学校を場とし、観察や子どもとの触れ合いを中心とした授業科目等を設定している
- 教育実習協力校との事前打ち合わせや事後の反省会を行っている
- 教育実習等、教員養成教育において教育現場との関連づけが重要であることについての合意をもとに、これらのプログラムに多くの大学教員が主体的に関わっている
- 大学教員による教育実習期間中の訪問指導を行い、教育実習協力校における実習指導の実際を把握している
- 適切な教育実習指導教員を有する協力校において教育実習を実施している
- 設定した教育実習評価基準を事前に学生と教育実習協力校に周知し、教育実習協力校指導教員と連携した公正かつ厳格な評価を行っている

- 教育実習期間中の学生の取り組みに係る中間的な評価を、学生、教育実習協力校関係者ならびに大学教員との間で共有し、学生の成長を支えるフィードバックを行っている

基準5-2 [体験の省察・構造化の充実に関する工夫]

各教員養成機関は、教員養成教育の中に様々な体験活動を適切に位置づけるとともに、あわせてその体験を省察し、構造化する機会を提供すること

観点5-2-1：様々な体験活動とその省察による往還の機会を提供する

観点5-2-2：様々な発達段階に関する教育実践的な情報を提供する

【観点5-2-1～5-2-2の取り組み例】

- 教員養成教育における体験活動とその省察を基軸とするカリキュラム構成を企図した科目内容（シラバス等）を含んでいる
- 効果的な学習が期待できるよう、教職課程における当該科目と他の科目との間の段階性・系統性・関連性に配慮した編成を行っている
- 大学での授業（講義・演習）と教育実習や学外での体験活動との関係を、大学教員と学生との間で省察し意味づける機会を設定している
- 教員養成カリキュラムにおける現場体験型プログラムを、大学が主体的に関わるべきものであるという共通認識に基づいて積極的に提供している
- 取得しようとする教員免許状とは異なる校種・異なる教科の教育実践に学ぶ授業科目を開設している
- 教職・教科教育系科目と教科専門系科目の融合による新たな領域科目の策定に係って、大学教員が協働している
- 地域社会との連携協力のもと、教職への意欲を喚起し、実践的な資質力量を形成するための体験学習の場を設定している
- 学校等教育実践の現場でのボランティア体験やインターンシップ等とその省察の機会を設定し、学生に周知している
- 学生の特技・能力を活かした、児童生徒の教育課程外の学習を支援し、その省察を行う機会を設定し、学生に周知している
- 地域社会（学校教育以外）の様々な教育資源を活用したボランティア体験やインターンシップ等の体験活動の機会を設定し、学生に周知している
- 地域社会（学校教育以外）を場とする体験活動の機会を教職課程の授業科目として設定している

基準 5-3 [教育関連諸機関との連携・協力体制の構築と充実]

各教員養成機関は、教員養成教育を提供するに際し、教育関係の諸機関と適切な連携・協力体制を構築し、それを恒常的に改善していること

観点 5-3-1 : 教育委員会や学校と大学との組織的な連携協力体制を構築している

観点 5-3-2 : 当該機関の教員養成教育に適う学校現場等での優れた実践経験を有する者を招聘・採用している

【観点 5-3-1～5-3-2 の取り組み例】

- 教育実習を円滑に運営できる「教育実習委員会」的組織を整備するなど、教育実習に対する責任体制を明確にしている
- 教育実習協力校と大学・学部・学科等との間に適切な連携協力体制を構築している
- 地域社会の多様な人材を、豊かな教員養成教育の実現のために活用している
- 実務家教員と研究者教員の共同開講（オムニバス開講を含む）による授業科目を設定している
- 教育委員会・学校・社会教育施設等との連携協力体制に基づいて、大学と教育現場との相互理解を進めている
- 教職課程の充実に資する地域社会の多様かつ優れた人材を積極的に活用している
- 教員養成教育の場において起こりうるハラスメント等の行為について適切な対応を講じている
- 教員養成教育に対する社会的ニーズを適切に反映したカリキュラム改革に努めている